

Aoca 法定表示事項・約款

資金決済法に基づく表示事項

■発行元

株式会社クスリのアオキ

■Aoca に関するお問い合わせ先

〒924-8510 石川県白山市横江町4街区1番

株式会社クスリのアオキ

コールセンター 0120-212-132（平日 10:00～17:30）

■支払い可能金額

蓄積限度額は50,000円、入金の場合は1,000円以上（1,000円単位で一回の入金は上限49,000円）となります。

■ご利用いただける場所

クスリのアオキ店舗でのお買物に使用できます。

■ご利用上の注意

- 払戻しは、原則としてできません。
- 換金及び質権等担保権の設定はできません。
- 汚損したり、折り曲げたりしないでください。
- 紛失した場合、盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、残高の返金または再発行はできません。
- システム障害等により予告なく一時的にご利用できない場合があります。

■未使用残高の確認方法

各店舗での入金、利用の際等に、レシートに残高が記載されます。株式会社クスリのアオキホームページ、またはその他当社が指定する方法によってもご確認いただけます。

■約款・利用規約等

Aoca 利用約款

Aoca 利用約款

第1条（目的）

本約款は、株式会社クスリのアオキ（以下「当社」といいます。）が管理及び運営するプリペイド式決済サービス「Aoca」によるお取引について規定するもので、当社は、Aocaのお取引について本約款に従い取り扱うものとし、次条に定義するお客様は、本約款に従いお取引をしていただくものとしします。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。

（1）Aoca

本約款に基づき当社が発行した円単位の金額についての電子情報であって、本約款に基づきお客様が Aoca 取扱店において、商品等の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払いに利用することができるものをいいます。

（2）Aoca カード

Aoca を記録することができるプリペイド式のカードのことをいいます。当社が定める方法で、貨幣価値を電子データに代えて繰り返し入金することができ、また、入金された金額をもって当社指定の店舗において商品等を購入することができる機能を備えたものも含むものとしします。また、Aoca カードはクスリのアオキ公式アプリに登録して利用することができます。

（3）Aoca 取扱店

お客様が本約款に従って商品等の購入、役務の提供その他の取引において Aoca を利用することができる店舗をいいます。

（4）商品等

Aoca 取扱店にて販売する商品、提供される役務などをいいます。但し、当社が別途定める一部商品については対象外といたします。

（5）お客様

当社が利用を承認し、本約款に同意した上で Aoca を利用する方をいいます。

第3条（ご利用可能店舗）

Aoca 取扱店の最新の情報は下記の当社ホームページに記載するものとしします。

株式会社クスリのアオキホームページ <https://www.kusuri-aoki.co.jp>

第4条（Aoca カードの発行）

1. Aoca カードは、Aoca 取扱店において発行するものとしします。
2. Aoca カードへの入金額については第7条5項および6項に定める金額に従うこととしします。

第5条（Aoca カードの貸与）

1. Aoca カードは、お客様が当社所定の申込書に必要事項をご記入いただき、当社が承認した場合に発行するものとしします。
2. 当社は Aoca カードをお客様に貸与するものとし、Aoca カードの所有権は当社に留保するものと

します。

3. Aoca の貸与（発行）にかかる費用、および年会費は無料とします。
4. お客様は、Aoca カードの裏面に署名するものとし、署名なき Aoca カードをご提示された場合には、当社はご利用をお断りすることがあります。
5. Aoca カードは、ご本人様以外は使用できません。
6. 退会する場合その他当社が求める場合においては、Aoca カードを当社に返還するものとします。

第6条（アオキメンバーズカード）

Aoca カードは、アオキメンバーズカードを兼ねるものとし、お客様がアオキメンバーズカードとして利用する場合には、別途定める「アオキメンバーズカード会員規約」に従うものとします。

第7条（入金の方法）

1. Aoca をご利用の際は必ずお客様から Aoca にご入金いただくものとします。
2. Aoca カードへの入金は、Aoca 取扱店、または当社が指定する方法にて行うものとします。
3. 入金を行ったときは、当社は、入金された金額を当社の管理センターのセンターサーバーに記録し、ご利用可能残高を管理いたします。
4. Aoca カードへの入金は、現金または当社が指定する方法によって行うことができます。
5. 入金可能な単位は、1,000 円とし、1 回の入金上限金額は、49,000 円とします。
6. Aoca カードに蓄積できる上限額は、50,000 円とします。

第8条（Aoca の利用）

1. Aoca のご利用は、申込時点において 16 歳以上の方で、本約款を確認の上、入会のお申込みをされ、当社が入会を承認した方に限るものとします。
2. Aoca にて商品等をご購入される場合は、Aoca 取扱店内のレジで Aoca カードをお渡しいただくものとします。Aoca カードに入金されている残高から商品等購入合計額を差し引くことにより、金銭にて当該商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じ、当該商品等に係る代金のお支払いがあったものとみなされます。この場合、商品等購入合計額及びお支払い後の Aoca の残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りがないことを確認していただきます。
3. Aoca をご利用の際は、Aoca 取扱店に設置されている当社指定の端末機によりご利用代金が入力され、管理センター内のセンターサーバーのご利用可能残高を減額いたします。
4. 商品等の購入時に提示した Aoca の残高が商品等購入合計額に満たない場合は、改めて Aoca にご入金いただくか、不足額を現金によりお支払いいただくものとします。
5. Aoca とクレジットカード、電子マネーを併用してお支払いにご利用いただくことはできません。
6. Aoca カードを複数枚お持ちであっても、各カードの残高を 1 枚に統合することはできません。
7. Aoca をご利用される場合、Aoca カードに入金されている残高のうち、入金日の古いものから順次使用、減額されるものとします。

第9条（残高の確認方法）

1. Aoca カードの残高は、レシートに表示される他、Aoca 取扱店、当社ホームページ、またはその他当社の指定する方法にてご確認ください。
2. Aoca 取扱店にて残高を確認される場合には、残高を確認されたい Aoca カードをレジにお持ちいただくものとします。
3. 電話、その他当社の指定する方法にて残高をご確認される場合は、Aoca 裏面に記載された 16 桁のカード番号と 4 桁の PIN 番号が必要となります。但し、システムの都合上、表示することのできる内容等は、当社が定めるところによるものとします。

第 10 条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当するときは、当社はお客様に Aoca のご利用をお断りし、Aoca を失効扱いとしたうえで、お客様は、Aoca カードを当社にお引渡しいただくものとします。
 - (1) お客様が不正な方法により Aoca、Aoca カードを取得し、また不正な方法により取得された Aoca、Aoca カードであることを知って使用した場合
 - (2) Aoca カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合
 - (3) 本約款に違反した場合
 - (4) その他、Aoca、Aoca カードが不正に利用されたと当社または Aoca 取扱店が判断した場合
2. 前項各号の疑いがある場合、当社は調査のため、一時的に Aoca カードのお預かり、または Aoca の利用停止等の措置を講じることができるものとします。
3. 本条第 1 項において Aoca が失効した場合、当社は、当該 Aoca の交換・再発行・払い戻し等には一切応じません。

第 11 条（再発行等）

1. Aoca カードを紛失または盗難、改竄または破損された場合、火災等による滅失、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、当社は、Aoca の機能の停止、ご利用可能額の払い戻し、再発行は致しません。また、当該 Aoca カードが後日発見され、この間に第三者に利用された場合、またはその他お客様に何らかの損害が生じた場合でも、当社は、その責を負いません。
2. 前項に関わらず、Aoca カードが破損した場合については、破損の原因が当社の故意または過失に基づくことが明らかで、当該 Aoca カードのバーコード情報または Aoca カードの裏面に記載されているカード番号が判読可能な場合、当社の判断により、残高を移行させた新しい Aoca カードを発行します。その際、当社は新しい Aoca カードと交換にて旧 Aoca カードを回収することができるものとします。なお、新しい Aoca カードの発行にあたっては、Aoca カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。また、この場合の対応は、Aoca 取扱店にておこなうものとし、払戻し対応はいたしません。

第 12 条（換金の原則禁止）

1. Aoca の残高は、換金、返金及び払い戻し等はできません。
2. 前項の定めにかかわらず、Aoca の利用が著しく困難になったと当社が認めた場合、当社は、当社所定の方法で、お客様に Aoca カードを提出していただくことにより、残高の払戻し、またはご利用可能残高を当社所定の方法により新しいカードに移行いたします。
3. 前項の Aoca カードのご利用可能残高は、管理センターの残高記録、またはこれから推定される

残高とします。

4. 前項の払い戻しを行った場合は、お客様は Aoca カードを当社にお引渡しいただくものとします。

第 13 条（利用期限）

Aoca にご利用期限は設けておりません。

第 14 条（Aoca お取扱いの終了）

1. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、Aoca の取扱いを中断、若しくは終了する場合があります。
2. 前項の場合、当社は法令に従い、所定の方法で、Aoca の払戻しを行うものとし、当該払戻方法等について、お客様に事前に通知し、周知の措置をとるものとします。

第 15 条（個人情報の取扱い）

1. 当社および Aoca 取扱店は、お客様の個人情報を以下の目的のために利用・保持し、法令に基づき適切に管理致します。
 - （1）お客様に対し、ご利用者特典・キャンペーン・セール・商品情報のご案内状を送付するため
 - （2）お客様の購買動向調査、販促企画の効果の検証、販促計画の策定のため
 - （3）本約款に基づき Aoca カードの残高移行、払戻を行うことその他 Aoca に関する管理および運営のため
 - （4）前各号のほか、お客様の事前の同意を得た目的

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、現在かつ将来にわたっても、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業の従業員ならびに関係者、総会屋等およびその共生者、及びそれらに準ずる者いずれにも該当しないことを当社に対し確約するものとします。
2. 前項の確約に反し、または反していると疑われる場合は、当社はお客様に Aoca のご利用をお断りし、Aoca 自体を失効扱いとしたうえで、お客様は、Aoca カードを当社にお引渡しいただくものとします。なお、この場合、当社は、ご利用をお断りする理由および根拠に関して説明する義務を負わず、また、Aoca の失効によりお客様に何らかの損害が生じた場合でも、その責を負いません。
3. 前項により Aoca が失効した場合、当社は、当該 Aoca の交換・再発行・払い戻し等には一切応じません。

第 17 条（システム保守・障害等）

Aoca に関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽装等に対する安全管理、その他やむをえない事情により Aoca 取扱店の一部または全店において、当社は予告なく Aoca のご利用の一部または全てにつき一時的に停止することができるものとします。その際、お客様が Aoca をご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社及び Aoca 取扱店は一切の責任を負わないものとします（ただし、当該不利益または損害

が当社の故意または過失による場合を除きます。)

第 18 条（質権等担保権設定の禁止）

Aoca カードへの質権等担保権の設定はできないものとします。なお、お客様が本条に違反し何らかの損害を負った場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 19 条（発行及び入金の特例）

1. 当社は、当社が指定する金額を入金した Aoca カードを発行できるものとします。
2. 前項の他、当社があらかじめ指定する方法により、当社があらかじめ指定する金額を Aoca カードに入金することができるものとします。

第 20 条（管轄裁判所）

本約款に基づく Aoca カードのご利用及び商品等のお取引に関し、万一お客様と当社または Aoca 取扱店等との間で紛争が生じた場合、当社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（本約款の変更）

1. 当社は、本約款に変更すべき事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて、変更するものとします。
2. 本約款を変更する場合、当社の指定するホームページに掲載するものとし、新約款に記載された改正適用日以降の取引においては、新約款が適用されるものとします。

附則 本約款は、2020 年 5 月 18 日から適用します。

●Aoca 発行元

株式会社クスリのアオキ

石川県白山市松本町 2512 番地

<https://www.kusuri-aoki.co.jp>

●Aoca およびご利用約款等に関するお問い合わせ先

コールセンター 0120-212-132（平日 10:00～17:30）（通話料無料）

2020 年 5 月 18 日改定